

原子力損害の賠償請求に係るあっせんの申立てについて

平成 25 年 11 月 25 日
環 境 部

1 趣 旨

原子力損害の賠償請求に係るあっせんの申立てをするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものである。

2 現 状

東京電力原子力発電所事故に係る放射能対策に要した費用については、県及び市町村が連携して損害賠償請求を行っており、本市としては、平成24年1月26日の第一次請求から平成25年6月21日の第四次請求まで、合計1億385万4,417円の損害賠償請求を行っている。

東京電力では、放射性物質汚染対処特措法や政府指示に基づき実施した事務等についての費用は賠償対象とするが、自治体の判断により自主的に実施した事務については対象としないという方針であり、現時点で本市への賠償金は、まだ支払われていない状況である。

3 東京電力から示された内容確認結果

本市が請求した損害賠償請求のうち、東京電力が査定し損害賠償対象として認めた金額は、平成25年10月29日時点で、499万6,096円（4.8%）となっている。

	金 額	摘 要 (主な項目等)
① 賠償対象	4,996,096 円 (4.8%)	<p>【空間放射線測定】 環境企画課 1,042,650 円 児童福祉課 950,466 円 教)総務課 525,362 円 学務教職員課 219,942 円 市立高校 7,855 円 計 2,746,275 円</p> <p>【廃棄物処理業務】 クリーンセンター 645,750 円 リサイクルセンター131,670 円 計 777,420 円</p> <p>【下水道・集落排水事業】 下水道施設管理課 1,396,801 円 計 1,396,801円</p> <p>【水道事業】 浄水課 75,600 円 計 75,600 円</p>
② 保留 (要確認)	33,584,945 円 (32.3%)	食品検査, 学校給食検査, 牧草・農畜産物検査, 飲料水供給施設検査, 上下水汚泥検査・保管費用, 牧草売払逸失分, 人件費 (時間外手当) 等
③ 賠償不可	65,273,376 円 (62.9%)	学校施設除染費用 (県補助対象以外), 保管汚泥処分業務委託, 人件費 (年間業務按分) 等
合 計	103,854,417 円	第一次請求～第四次請求の合計額

4 損害賠償請求に係る県内の動向

平成 25 年 9 月 10 日に県主催で開催された平成 25 年度第 1 回原発放射線影響対策市町村等連絡会議において、次の方針が示され、市町村への協力依頼があった。

- ① 現時点で東京電力が賠償対象と認める項目については、一部合意に向けた作業を進める。
- ② ①の一部合意以外の項目についても、賠償の完全実施を求めていく。
- ③ 交渉に進展がない場合、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「原発ADR」という。）へのあっせん申立や訴訟提起も検討する。

その後、平成 25 年 10 月 8 日に、岩手県総務部総務室長から対応策の照会があり、東京電力が賠償可能と指示している項目については一部合意に向けた作業を進めること、また、それ以外の項目については、東京電力への直接請求ではこれ以上の具体的な交渉の進展が期待できないことから、本市としては県及び他市町村と協調して「原発ADR」にあっせんの申立てを行う意向があることを、同月 18 日付けで回答した。

5 当市の賠償請求の対応について

- (1) 東京電力が「賠償可能」と指示した項目については、一部合意に向けた手続きを進める。
- (2) 東京電力が「要確認」及び「賠償不可」と指示している項目については、県及び県内市町村と協調して「原発ADR」に対しあっせんの申立てを行うこととする。

なお、市は、相手方である東京電力が損害賠償の一部支払いに合意した場合、当該合意額を除いた額であっせんを申し立てることがあるものとする。

- (3) あっせんの申立てについては、平成 25 年 12 月市議会定例会に提案する。

6 東京電力への損害賠償請求に係る今後のスケジュール案

	事 項 等
～平成25年11月30日	東京電力による請求内容等のヒアリング 東京電力との一部合意に向けた手続き
平成26年1月中旬	「原発ADR」へのあっせん申立
平成26年1月下旬	東京電力への第五次損害賠償請求
(～平成26年度)	「原発ADR」における審議